

東京大学大学院新領域創成科学研究科における外国人研究員の運用に関する内規

平成29年 3月 8日 学術経営委員会制定

(目的)

第1条 本内規は、研究科がその経費を負担し特任教員または研究科招聘教員となる外国人研究員（以下、「外国人研究員」という。）の運用について定める。

(資格)

第2条 外国人研究員は外国人（日本国籍を有しないもの）でなければならない。

2 外国人研究員は、原則として、来日前の外国において常勤の職に就いていなければならない。

(申請・ポスト利用優先権)

第3条 外国人研究員は受け入れ教員が申請し、企画室の審査を経て研究科長がその可否を決定する。

2 前項の審査および決定に際しては、ポスト利用優先権を考慮する。

3 ポスト利用優先権に関する詳細については別に定める。

(給与)

第4条 雇用する外国人研究員の給与は外国人研究員等俸給表により支給する。

2 俸給区分は甲種、乙種及び丙種とし、甲種はノーベル賞等の極めて顕著な研究業績を有する者、乙種は顕著な研究業績を有する者とし、丙種はその他の者に適用する。

3 前項の甲種および乙種の審査は企画室が行う。

(雇用期間)

第5条 雇用する外国人研究員の雇用期間は1か月以上1年以下とする。

2 前項の雇用期間は合計期間が1年以下の範囲で延長を申請できる。

3 前項の申請はポスト利用優先権を考慮して企画室が審査する。

4 雇用される外国人研究員は、雇用期間開始前日までに来日し、雇用期間終了後に帰国することを原則とする。

(出張扱い)

第6条 連続した滞在期間は1ヶ月に満たないが、同一年度内に2回以上来日し、滞在期間の延べ日数が1ヶ月（30日）以上となる外国人研究員は、出張扱いとする。

(身分・称号)

第7条 雇用する外国人研究員は、特任教授、特任准教授又は特任助教として雇用する。

2 出張扱いとする外国人研究員には、研究科招聘教授、研究科招聘准教授または研究科招聘助教の称号を付与する。

3 前2項の人事上の手続きは、研究科における通常の教授および准教授と同様に行う。

(その他)

第8条 外国人研究員の運用に関して、以下の事項に関する詳細については、企画室が取り扱う。

- (1) 赴任および帰国に要する旅費
- (2) 通勤手当
- (3) 研究費
- (4) その他、本内規に定めのない事項

附則

本内規は、平成29年4月1日から施行する。